

## 役員候補者の推薦に関する覚書

(昭和 32 年 12 月 21 日理事会決議)	(昭和 35 年 2 月 19 日一部改正)
(昭和 36 年 2 月 24 日一部改正)	(昭和 37 年 10 月 22 日一部改正)
(昭和 39 年 10 月 28 日一部改正)	(昭和 40 年 9 月 24 日一部改正)
(昭和 41 年 11 月 24 日一部改正)	(昭和 42 年 11 月 28 日一部改正)
(昭和 47 年 10 月 26 日一部改正)	(昭和 53 年 11 月 27 日一部改正)
(昭和 57 年 9 月 20 日一部改正)	(昭和 61 年 12 月 5 日一部改正)
(昭和 63 年 9 月 26 日一部改正)	(平成 6 年 12 月 19 日一部改正)
(平成 7 年 12 月 18 日一部改正)	(平成 11 年 7 月 19 日一部改正)
(平成 12 年 4 月 24 日一部改正)	(平成 12 年 7 月 24 日一部改正)
(平成 14 年 9 月 24 日一部改正)	(平成 23 年 7 月 19 日一部改正)
(平成 26 年 7 月 22 日一部改正)	(平成 27 年 2 月 16 日一部改正)
(平成 28 年 5 月 17 日改正)	(平成 29 年 2 月 20 日改正)
(平成 29 年 12 月 18 日改正)	

第 1 条 この覚書は、役員選挙規程に定める候補者の推薦に関する手続きを定めるものである。なお、本覚書のソサイエティ会長及び次期ソサイエティ会長に関する規定は、理事を選出する資格を理事会で認められたソサイエティの当該役職について適用する。

第 2 条 役員選挙規程第 3 条に定める推薦候補者の選定は次の各号による。

イ. 会長は、各役員及び代議員に対して次の候補者の推薦を求め、その結果を理事会に報告する。

理 事 (次期会長) 1 名  
理 事 (総 務) 1 名  
理 事 (会 計) 1 名  
理 事 (編 集) 1 名  
理 事 (企 画) 1 名  
理 事 (調 査) 1 名  
監 事 1 名

ロ. 理事会は、前号による推薦候補者につき、各役員及び代議員に対し、役職別毎に完全連記(過不足のあるものは無効)で 2 名の候補者の投票を求め、その結果得票数の多いものから順に本人の承諾を得て、役員選挙規程第 3 条に定める数の候補者を決定する。

ハ. 前号において、得票数が同数の場合は年長順による。

ニ. 上記手順において、候補者が定まらない役職については、次期会長の提案に基づいて、候補者 1 名を理事会の議決を経て推薦する。

第 3 条 役員選挙規程第 3 条の次期ソサイエティ会長の候補者は各ソサイエティが 2 名程度を選定して理事会に報告する。理事を選出する資格を持たないソサイエティは、当該ソサイエティと共同運営を行う理事を選出する資格を理事会で認められたソサイエティの次期ソサイエティ会長候補者の選定に参画することができる。

第 4 条 推薦候補者の決定にあたり理事会は次の各号に留意する。

イ. 同種の理事、監事への再選はさける。

ロ. 総務、会計、編集、企画、調査各理事及び監事は、退任後、引続き 2 年間、役員推薦候補者としなない。ただし、副会長の推薦候補者及び理事となる次期ソサイエティ会長の推薦候補者についてはその限りではない。

ハ. 同一人が二つ以上の役職に候補者として推薦されたときは、候補者の意志により、一つの役職に限定し、他は削除する。

ニ. 留任の役員は推薦候補者としなない。

ホ. 支部長は、役員を兼任することができる。

第5条 改選される副会長候補者2名（学術強化担当1名、及び学会運営・組織強化担当1名）については、原則として過去に本会役員の実験がある者とし、次期会長の提案に基づいて理事会の議決を経て、理事会が推薦する。次期会長は、副会長推薦候補者を提案するに当たり、学会運営・組織強化担当については、原則として産業界（経験者含む）から選定するよう努める。

第6条 改選期の編集長、企画戦略室長及び規格調査会委員長の候補者は、任期毎に会長の提案に基づいて理事会の議決を経て、理事会が推薦する。任期は定款により2年となるが、編集長、企画戦略室長については、原則として2期まで重任するものとする。規格調査会委員長については、重任の期数は特に定めない。

〔付 則〕

1. 本覚書は、平成13年度の役員選挙から適用する。
2. 定款第27条の評議員の次点者は、次々点者以降にも適用する。

〔付 則〕

1. 平成23年7月19日一部改正は、一般社団法人設立登記の日から施行する。  
但し、平成23年度に実施する役員候補者の推薦に関しては、本改正を準用して実施することとする。この場合において、2.イ.及びロ.記載の推薦者は、代議員ではなく評議員とする。即ち、評議員候補者の推薦は実施しない。

〔付 則〕

1. 平成26年7月22日一部改正は、改正の日から適用する。

〔付 則〕

1. 平成27年2月16日一部改正は、改正日から施行し、平成28年度役員候補者の推薦から適用する。

〔付 則〕（平成28年5月17日改正）

1. 本改正は、改正日から施行し、平成29年度役員候補者の推薦から適用する。

〔付 則〕（平成29年2月20日改正）

1. 本改正は、改正日から施行し、平成30年度役員候補者の推薦から適用する。

〔付 則〕（平成29年12月18日改正）

1. 本改正は、改正日から施行し、平成30年度役員候補者の推薦から適用する。